六、財産目録の添付

財団の設立に際して提供される財産の目録を添付すること。

七、定款の添付

定款一通を添付すること。

八、役員の就任承諾書及び履歴書の添付

理事及び監事の就任承諾書及び履歴書を添付すること。

九、評議員の選任及び就任承諾書の添付

評議員の選任及び就任承諾書を添付すること。

十、設立者の資格を証する書面の添付

設立者が法人である場合には、その登記事項証明書を添付すること。

十一、その他

その他、主務官庁が必要と認める書類を添付すること。

二、事務処理の手順

一、事前相談

申請に先立ち、主務官庁の担当課と十分に相談すること。

二、書類の提出

申請書及び添付書類を主務官庁に提出すること。

三、審査

主務官庁において審査を行うこと。

四、補正

審査の結果、補正を求められた場合には速やかに補正すること。

五、許可

主務官庁が許可をしたときは、許可書を交付すること。

六、登記

許可を受けた日から二週間以内に設立の登記をすること。

七、届出

登記完了後、登記事項証明書を主務官庁に提出すること。

三、事業報告書等の提出

一、事業報告書

毎事業年度終了後三月以内に事業報告書を提出すること。

二、財産目録

毎事業年度終了後三月以内に財産目録を提出すること。

三、役員の変更

役員の変更があったときは、遅滞なく届け出ること。

四、定款の変更

定款の変更をしようとするときは、あらかじめ主務官庁の認可を受けること。

五、合併

合併をしようとするときは、あらかじめ主務官庁の認可を受けること。

六、解散

解散をしたときは、遅滞なく届け出ること。

七、清算

清算が結了したときは、遅滞なく届け出ること。

四、公益認定の申請

一、公益認定の申請

公益認定を受けようとするときは、申請書を提出すること。

二、公益目的事業

公益目的事業を行うこと。

三、収益事業等

収益事業等を行うこと。

四、公益認定の取消し

公益認定の取消しがあったときは、遅滞なく届け出ること。

五、合併の手続

一、合併契約

合併契約を締結すること。

二、債権者保護手続

債権者保護手続を行うこと。

三、合併の認可

合併をしようとするときは、あらかじめ主務官庁の認可を受けること。

四、合併の登記

合併の登記をすること。

六、解散及び清算

一、解散の事由

解散の事由を定めること。

二、残余財産の帰属

残余財産の帰属を定めること。

三、清算人

清算人を選任すること。

四、清算の監督

清算の監督を受けること。

七、定款の変更

一、定款の変更の手続

定款の変更をしようとするときは、あらかじめ主務官庁の認可を受けること。

二、軽微な変更

軽微な変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

八、その他

一、公告の方法

公告の方法を定めること。

二、情報の開示

情報の開示を行うこと。

三、帳簿の備置き

帳簿を備え置くこと。

四、書類の保存

書類を保存すること。

五、検査

主務官庁の検査を受けること。

六、報告の徴収

主務官庁から報告を求められたときは、これに応じること。

七、立入検査

主務官庁の立入検査を受けること。

八、改善命令

主務官庁から改善命令を受けたときは、これに従うこと。

九、罰則

罰則の適用を受けること。

十、経過措置

経過措置を定めること。

十一、附則

附則を定めること。

九、施行期日

一、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二、経過措置

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

十、罰則

一、罰則

この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な罰則は、政令で定める。

二、両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科する。

十一、附則

一、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二、経過措置

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

十二、附則

一、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二、経過措置

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

十三、附則

一、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二、経過措置

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

十四、附則

一、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二、経過措置

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

十五、附則

一、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二、経過措置

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

十六、附則

一、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二、経過措置

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

十七、附則

一、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二、経過措置

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

十八、附則

一、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二、経過措置

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

十九、附則

一、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二、経過措置

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

二十、附則

一、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二、経過措置

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。